

# 福島市立岡山小学校 いじめ防止基本方針

令和5年11月改定

福島市立岡山小学校は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、福島市いじめ防止等に関する条例(令和5年8月改定)にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「岡山小学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 1 基本理念

- (1) いじめは全ての児童に起こりうるものであることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害すると共に犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下にいじめ問題を克服することを目指す。

## 2 基本方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
  - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
  - ・ 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
  - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - ・ 遊びやチームに入れない。
  - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
  - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
  - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
  - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
  - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかたあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
  - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
  - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
  - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)のグループから故意に外される。
- ⑦ けんかやふざけあいであっても、当該児童等が心身の苦痛を感じるもの。

- (2) いじめの防止等の対策のための組織  
いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。
- ① 「学校いじめ対策委員会」
- ・ 構成員  
校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，担任，養護教諭  
※不登校いじめ重大事態調査を学校が行う場合，下記の外部人材を加える。  
(スクールカウンセラー，学校評議員，PTA会長，岡山駐在所等，校長が必要と認める者)
  - ・ 組織の役割
    - 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正
    - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
    - 被害児童及び保護者への継続的な支援，加害児童等への指導方針策定
  - ・ 組織の役割  
いじめの疑いに関する情報があつたときのいじめの有無の判定，組織的な対応のための連絡調整。(緊急会議の開催，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)
  - ・ いじめの疑いが発生した場合(即開催)
  - ・ いじめ防止サポートチームの派遣要請について検討する。
- ② 「相談窓口」
- ・ いじめの相談・通報の窓口(担任及び学校いじめ対策委員会構成員)
  - ・ 福島市教育委員会，福島市総合教育センター，中央児童相談所，こどものSOSダイヤル等の外部機関
- (3) いじめの未然防止のための取組
- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - ② 児童一人一人が活躍できる集団作りを進めるために，児童の居場所作りをキーワードとして，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら，集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
  - ③ 教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研修の実施，その他いじめの防止等のための対策に関する資質向上に必要な措置を計画的に行う。
  - ④ 保護者及び地域に対し，学校基本方針及び取り組みについて公表し理解を図る。
- (4) いじめの早期発見のための取組
- ① 教育相談体制を整えると共に，その窓口を児童，保護者に周知する。なお，教育相談等で得た生徒の個人情報については，その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
  - ② 教育相談週間や定期的なアンケートの実施により，児童理解といじめの早期発見に努める。※アンケート内容について，複数人によるダブルチェックを行い，些細な兆候も見逃さないようにする。
  - ③ 児童に関する情報については，教員同士の共有化を図ると共に，必要に応じて保護者と連携しながらその対応にあたる。
  - ④ SOSの出し方についての教育を推進する。
- (5) いじめに対する措置
- ① いじめの通報を受けたとき，あるいはいじめを受けていると思われるときは，即日中に速やかに，当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うと共に，その結果を生徒指導主事を経由して校長に報告し，当日中に学校いじめ対策会を開催する。
  - ② 事実の確認をもとに，「学校いじめ対策委員会」はいじめの可否を判定し，いじめがあつたことが確認された場合には，速やかにいじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，指導対策をたて，組織的に解決を図る。さらに事案によっては，心理，福祉等に関する専門的な知識を有するものの協力を得つつ，いじめを受けた児童とそする支援及びいじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。
  - ③ いじめを見ていたり同調していたりした児童に対しても，自分の問題としてとらえさせ，いじめを受けた者の立場になって，そのつらさや悔しさについて考えさせ，相手の心の痛みへの共感性を育てることを通じて，行動の変

容につながる。

- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、岡山駐在所（県警生活安全課）と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに岡山駐在所（県警生活安全課）に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、学校いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聴き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。  
また、書き込みの削除や書きこんだものへの対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や岡山駐在所（県警生活安全課）、外部機関と連携して対応する。

いじめの解消は、以下の2つの条件をもって、3か月の期間を目安として判断する。

- いじめの行為が止んでいること。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者との面談等）

### 3 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品、財産等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめのより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態の報告>

- ア 重大事態が発生した場合は、福島市教育委員会へ迅速に報告する。また、児童、保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合もすみやかに報告する。

<重大事態の調査>

- ア 不登校に関する重大事態等、教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合は、以下の流れで対応にあたる。
  - ① 学校いじめ対策委員会を母体とした調査組織を設置する。
  - ② 学校の調査組織で事実関係の調査を実施する。
  - ③ 累積した調査記録を教育委員会に報告する。
  - ④ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- イ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえる。

#### 4 年間計画（令和5年度）

月	実施事項	月	実施事項
4	○生徒指導部会 ○生徒指導協議会 ・生徒指導全体計画の確認 ・学校いじめ基本方針の確認 ・いじめ対応について ・学校いじめ対策委員会の確認 ・「よい子の一日」提示 ○いじめに関する校内研修会① ○いじめの認知(通年) ○必要に応じて臨時の学校生活アンケートをとる。(通年) ○学校いじめ基本方針の周知 (保護者・関係機関等) ○連休時の指導	10	○生徒指導協議会 ・前期までのいじめ対応について ○「学校生活アンケート」の実施と定期相談②
		11	○生徒指導協議会 ・冬休みの過ごし方
5	○いじめに関する校内研修会② いじめ発生時の対応についてシュミレーションを行う ○生徒指導協議会 ○「学校生活アンケート」の実施と定期相談①	12	○個別懇談 ○生徒指導協議会 ・個別懇談で出された諸問題 ○学期末指導
6	○家庭確認 ○Q-Uテストの実施 ○生徒指導協議会 ・夏休みの過ごし方	1	○生徒指導協議会 ・冬休み中及び3学期の諸問題
7	○生徒指導協議会 ・1学期の反省 ○学期末指導 ○Q-Uテストの分析	2	○生徒指導協議会 ・春休みの過ごし方 ○「学校生活アンケート」の実施と定期相談③
8 ・ 9	○生徒指導協議会 ・夏休み明けの生徒指導について	3	○生徒指導協議会 ・いじめ問題の次年度への引継ぎ ○学年末指導

#### 5 評価と改善

- (1) 学校評議員による評価
  - ・ 年2回の学校評議員会において、学校におけるいじめ防止の取組やいじめ発生時の対応を確認し、課題等を協議し改善を図る。
- (2) 学校評価による評価
  - ・ いじめに関する項目をアンケートに入れて、保護者からの評価をいただき、今後の指導や対応の改善につなげる。
- (3) 各評価を受け、本校のいじめ防止基本方針の見直し、改善を行う。
- (4) いじめ発生件数0(ゼロ)の場合、児童・保護者にその事実を公表する。